

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.143

[共通] 問1 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって総務省令で定めるもの（以下「対象火気器具等」という。）の取扱いに関する以下の条例制定基準のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 対象火気器具等は、建築物等及び可燃物との間に、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保たなければならないが、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合はこの限りでない。
- (2) 対象火気器具等は、振動又は衝撃により、容易に可燃物が落下し、又は接触するおそれがなく、かつ、可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用しなければならない。
- (3) 対象火気器具等を屋内で使用する場合にあっては、総務省令で定める難燃性の床、台等の上で使用しなければならない。
- (4) 対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用しなければならない。

[消防用設備等] 問1 次に掲げる消防の用に供する機械器具等のうち、自主表示対象機械器具等ではないものを1つ選べ。

- (1) 住宅用防災警報器
- (2) 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具
- (3) エアゾール式簡易消火具
- (4) 漏電火災警報器

[消防用設備等] 問2 1人で操作することができる屋内消火栓設備の基準で、消防法施行令第11条第3項第2号イに規定する技術上の基準に従って設置すべき屋内消火栓設備（いわゆる「2号消火栓」と同号口に規定する技術上の基準に従って設置すべき屋内消火栓設備（いわゆる「広範囲型2号消火栓」）に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から1のホース接続口までの水平距離が、2号消火栓にあっては15m以下、広範囲型2号消火栓にあっては25m以下となるように設けること。
- (2) 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が、2号消火栓にあっては15mの、広範囲型2号消火栓にあっては25mの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。
- (3) 屋内消火栓の水源は、その水量が、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が2を超えるときは、2とする。）に、2号消火栓にあっては1.2m³を、広範囲型2号消火栓にあっては1.6m³を乗じて得た量以上の量となるように設けること。

- (4) 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が2を超えるときは、2個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が、2号消火栓にあっては0.17MPa以上で、かつ、放水量が60L毎分以上、広範囲型2号消火栓にあっては0.25MPa以上で、かつ放水量が80L毎分以上の性能のものとすること。

[防火査察] 問1 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する事項のうち、適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第8条の2の3第6項に基づき特例認定の取消しを行う際には、行政手続法に基づき事前手続きとして弁明の機会を付与する必要がある。
- (2) 法第5条第1項に基づく改修命令の命令書については、受命者に直接交付するのが原則であるが、何らかの理由で手交できない場合については、配達証明郵便により送達することも可能である。
- (3) 法第4条第1項に基づき資料提出命令を発動した際には、法第3条第1項に基づき発動した措置命令の場合と同様、当該命令に伴う標識の設置等の公示を行う必要はない。
- (4) 法第17条の4第1項に基づく自動火災報知設備の設置命令を発動された受命者が、命令に従わず命令の履行期限が徒過したので、制裁の意味で速やかに法第5条の2第1項に基づく使用停止命令を発動した。

[防火査察] 問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する事項のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 実況見分とは、法第4条に規定する立入検査権等に基づき行い、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいう。
- (2) 法第4条に基づき防火対象物に立ち入る場合において、飲食店のアルバイト従業員から請求があった時は、市町村長の定める証票を提示する必要はない。
- (3) 過料は行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であり、過料を適用するためには、過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所に通知する必要がある。
- (4) 法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検を長期間実施せず、点検結果を消防署長に報告しない悪質な防火対象物の関係者に対しては、原則として、告発で対応する必要がある。

[危険物] 問1 指定数量に関する次の記述のうち、誤っているものを選べ。

- (1) 指定数量は、第1石油類（非水溶性液体）では200L、第2石油類（非水溶性液体）では1,000L、第3石油類（非水溶性液体）では2,000Lである。

[無線工学]

問1 答 (2)

解説 ダウンリンク側は衛星の電力供給能力が限られていることから、電波の減衰抑制を優先して、アップリンク側よりも低い周波数を使用することが多い。

[国民保護]

問1 答 (4)

- 解説 (1) 正しい。国民保護法第42条第3項参照。
(2) 正しい。国民保護法第80条参照。
(3) 正しい。国民保護法第115条参照。
(4) 誤り。国民保護法第98条参照。武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官、若しくは海上保安官に通報するよう義務づけられている。
(5) 正しい。国民保護法第123条参照。
国や地方公共団体が国民に協力を要請できるものとして、さらに、避難住民の誘導の援助（国民保護法第70条参照）がある。国や地方公共団体が協力を要請した場合でも、これに応ずるか否かについては任意であって義務ではないが、国民においては必要な協力をすることが期待される。

[警防]

問1 答 (1)

解説 不燃性ガス消火設備のある地下駐車場での火災は、消火設備の作動状況を確認してから内部進入し活動することが原則であるが、作動していない場合でも熱により起動回路の短絡し、ガスが放出されることがあるので、内部進入する時は慎重を期す必要がある。

消防司令問題

[消防法規]

問1 答 (2)

- 解説 (1) 小規模なものまで含むため、誤り。
(2) 正しい。
(3) 特別交付税で措置されるため、誤り。
(4) 知事が告示するため、誤り。
(5) できないとも限らないため、誤り。

[人事管理]

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
(2) 出向の説明であるため、誤り。
(3) 降任もあるため、誤り。
(4) 必ずしも必要としないため、誤り。
(5) 離職はあるため、誤り。

[地方自治制度]

問1 答 (3)

解説 (1) 有するため、誤り。

- (2) 需要額から収入額を減じたものであるため、誤り
(3) 正しい。
(4) あるべき財政需要額であるため、誤り。
(5) 基準財政需要額の説明であるため、誤り。

[警防]

問1 答 (2)

解説 指揮本部長は、努めて指揮本部において指揮本部運営にあたる。また、現場確認で一時的に指揮本部を離れる時は、指揮担当等の指揮本部長の補佐に当たる職員を残すなど指揮本部運営に齟齬をきたさないよう配意する。

[救急]

問1 答 (3)

解説 車内、航空機内等を含む。新型コロナウイルス感染症に関わる消防機関における対応について（令和2年2月4日消防消第26号、消防救第32号消防庁消防・救急課長、消防長救急企画室長）2(4)に記載のとおり。

問2 答 (3)

解説 三類感染症は含まれない。救急隊の感染防止マニュアル（Ver.1.0）平成31年3月消防庁版、7感染症患者への対応要領参照。

問3 答 (4)

- 解説 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱参照。
A × 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱2(2)参照。消防署長→消防長
B ○ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱2(3)参照。
C × 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱6(1)参照。応急手当普及員→応急手当指導員
D × 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱14参照。2年→3年
E × 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱15参照。消防本部→消防庁

予防技術検定模擬テスト

[共通]

問1 答 (3)

解説 平成13年7月の消防法9条の改正により、対象火気器具等の取り扱い等火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。当該改正は、「市場アクセスの一層の改善を図る（平成13年7月4日消防予第227号 消防危第81号 消防庁長官通知）」必要があることから、それ

まで市町村が独自に定めていた内容について政令で「条例制定基準」を定めて一定の制限を課したものである。

- (1) 消防法施行令第5条の2第1項第1号参照。
- (2) 同項第2号参照。
- (3) 同項第4号参照。難燃性でなく、不燃性が要求されているので、誤り。
- (4) 同項第6号参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

解説 自主表示対象機械器具等の制度（消防法第21条の2）は、市場アクセス改善のための基準認証制度に関する規制緩和の一環として、昭和60年12月の消防法改正によって設けられたもので、対象品目は検定制度（消防法第21条の2）の対象品目（消防法施行令第37条）のうち、自主表示対象としても差し支えないと考えられたものが、消防法施行令第41条により指定されている。制度発足当初は動力消防ポンプと消防用吸管の2品目だったが、平成25年3月の改正で、消防用ホース（消防法施行令第41条第2号）、結合金具（同条第4号）、漏電火災警報器（同条第6号）の3品目が検定対象から移行し、エアゾール式簡易消火具（同条第5号）が新たに追加された。

この時の消防法施行令第37条の改正の際に、住宅用防災警報器（消防法施行令第37条第7号）が検定対象品目に追加された。

従って、住宅用防災警報器は検定対象機械器具等であり、自主表示対象機械器具等ではない。

問2 答 (4)

解説 屋内消火栓設備には、当初はいわゆる1号消火栓しかなかったが、昭和62年6月の特別養護老人ホーム松寿園の火災（死者17名）を契機として、昭和62年10月に政令が改正され、1人でも容易に操作できるよう、放水量は小さいが使いやすいいわゆる2号消火栓が導入された。

その後、平成25年3月の消防法施行令第11条の改正で、1号消火栓と同様、水平距離25mで設置することができるが、放水量については1号消火栓と2号消火栓の中間の性能を持つ1人操作型の消火栓（広範囲型2号消火栓）の設置が認められ、同令第11条3項2号口（旧2号消火栓は同号イ）にその基準が定められた。

2号消火栓は、接続口の設置間隔、ホースの長さ、水源水量、放水量はいずれも広範囲型2号消火栓より小さいが、放水圧力だけは大きくなっている、2号消火栓が0.25MPaであるのに対し、広範囲型2号消火栓は1号消火栓と同じ0.17MPaである（同令第11条3項2号イ(5)及び同号ロ(5)）ので、留意しておく必要がある。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

- 解説**
- (1) 特例認定の取消しに事前手続きは聴聞を実施する必要があるので、不適当。
 - (2) 命令書の送達については、配達証明付き内容証明郵便によるべきなので、不適当。
 - (3) 消防法第4条及び第3条により適当。
 - (4) 消防法第5条の2第1項第1号を適用する際には、引き続き、火災の予防に危険であると認める等の命令要件を検討する必要があり、また、制裁の意味で使用停止命令を発動することはできないので、不適当。

問2 答 (2)

- 解説**
- (1) 違反処理マニュアルにより正しい。
 - (2) アルバイト従業員は関係のある者であり、証票を提示する必要があるので、誤り。
 - (3) 違反処理マニュアルにより正しい。
 - (4) 消防法第44条第1項第11号及び違反処理マニュアルにより正しい。

〔危険物〕

問1 答 (3)

- 解説**
- (1) 第1石油類、第2石油類及び第3石油類については、水溶性・非水溶性の性質の違いにより指定数量が異なる。危険物の規制に関する政令別表第3参照。
 - (2) 品名、数量又は指定数量の倍数の変更については、届け出を要する。消防法第11条の4第1項参照。
 - (3) 誤り。同一の品名に属する物品であっても、試験を適用した結果示す性状に応じ、異なる指定数量となる場合がある。危険物の規制に関する政令別表第3参照。
 - (4) 指定数量以上の危険物を運搬する場合には、標識の掲示、消火器の設置等が必要となる。危険物の規制に関する政令第30条第2項参照。

問2 答 (1)

- 解説**
- (1) 誤り 混合物である危険物を蒸留し、構成成分である危険物を精製する施設は、危険物製造所に該当する。
 - (2) 危険物を原料等に用い非危険物を生成する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、製造所の基準が準用されている。危険物の規制に関する政令第19条第1項参照。
 - (3) 製造所は、危険物又は非危険物を原料等に用い、危険物を製造する施設である。
 - (4) 一般取扱所は、給油取扱所、販売取扱所及び移取扱所以外の取扱所とされている。危険物の規制に関する政令第3条第4号参照。